

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正  
職員の職の設置に関する規則の一部改正  
鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部改正
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正  
職員職の職の設置に関する規則の一部改正  
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正
- ◇人委規則

## 規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する

昭和三十七年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

### 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号の表を次のように改める。

総務管財課	経理室、管理係、設備係、渉外労務係
広報文書課	広報室、法制係、文書係、監理文教係
企画課	企画係、調査係、開発係、振興係
人事課	人事係、給与係、厚生係、臨職係
財政課	財政係、税利係、庁舎建設係
会 計 課	收支係、集中経理係、審査係、用度係、国費係
地方課	行政係、振興係、財政係、税務係、消防係
統計課	調査係、産業係、生活統計係、資料係

第六条第二項第四号の表中

農地開拓課	調整係、農地係、開拓係、経営指導係、建設係、移住係
耕地課	管理係、土地改良係、災害干拓係、調査係

を

農地開拓課	調整係、農地係、開拓係、経営指導係、移住係
耕地課	管理係、土地改良係、開墾建設係、災害干拓係、調査係

に改め、

同条同項第五号の表中

道路課	路政係、計画係、補修係、改良係、橋梁係
河港課	水政係、河川改良係、港灣係、防災係
砂防課	砂防係、発電係
道路課	路政係、補修係、改良係、橋梁係
都市計画課	計画係、建設係
河港課	水政係、河川改良係、港灣係、防災係
砂防課	砂防係、利水係

第八条中総務課の項を次のように改める。

- 一 渉外事務一般に関すること
- 二 駐留軍関係要員の労務管理に関すること
- 三 海外渡航に関すること
- 四 ほん訳及び通訳に関すること
- 五 県有財産及び营造物の取得管理及び処分に関すること
- 六 庁内の清掃及び取締に関すること
- 七 庁内電話に関すること

を  
に改め  
る。

- 八 庁舎及び庁内電気施設、庁内機械施設その他庁内施設の管理に関すること
  - 九 庁用自動車の管理に関すること
  - 十 部内各課の予算経理及び庶務に関すること
  - 十一 部内各課の連絡協調に関すること
  - 十二 その他他課の主管に属しないこと
- 広報文書課
- 一 行政各般の報道宣伝に関すること
  - 二 公聴に関すること
  - 三 出版物の調整に関すること
  - 四 国立国会図書館法による県出版物の納本に関すること
  - 五 庁内放送に関すること
  - 六 条例、規則、規程等の審査に関すること
  - 七 条例及び規則の公布並びに公文の公表に関すること
  - 八 文書事務にかかる本庁及び出先機関の指導監督に関すること
  - 九 県印並びに知事、副知事、部長及び課長の職印

の管守に関すること

- 十 文書の收受、浄書、発送、審査、記録及び保管に関すること
  - 十一 私立学校及び私立各種学校に関すること
  - 十二 外国人の登録に関すること
  - 十三 宗教法人に関すること
  - 十四 自衛官の募集に関すること
  - 十五 解散団体に関すること
- 第八条企画課の項中第十号から第十五号までを削り、同条財政課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第十二条農地開拓課の項第十三号中「、建設工事」を削り、同条耕地課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

- 九 開拓地における建設工事に関すること
- 第十三条道路課の項中第一号、第二号及び第八号を削り、第三号を第一号とし、以下二号ずつ繰り上げる。
- 第十三条中道路課の項の次に都市計画課の項を次のように加える。

都市計画課

- 一 都市計画及び都市計画事業に関すること
- 二 土地区画整理に関すること
- 三 都市公園、緑地その他公共空地に関すること
- 四 屋外広告物に関すること
- 五 下水道(終末処理場)に関することを除く。)に関すること

第十三条観光課の項中第四号を次のように改める。

四 自然公園及び景園に関すること  
第十六条第一項中「、分室に主任を」を削り、同条第二項中「局長補佐を」の下に「、財政課に総括主計員を、経理室に主任を」を加える。

第十七条中「前条」を「第六条第二項及び前条」に改め、同条第三号を次のように改める。

- 三 係長及び室長 上司の命を受け、その係又は室に属する事務を処理する。
- 第十七条第三号の二中「主計員」を「総括主計員及び主計員」に改める。

第十七条第六号の次に次の一号を加える。  
七 主任 長をたすけて、経理室の事務に従事し、室長に事故がある場合は、その職務を代行する。  
第二十条中「、室長又は主任」を「又は室長」に改める。  
第五十七条の表所管課の欄中「総務課」を「広報文書課」に改める。  
第五十七条の表農政企画課の項中

鳥取県改良普及員資格試験審査委員	鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例第十一條第二項の規定による改良普及員資格試験の試験成績の判定、その結果の答申等に関する事務
------------------	---

鳥取県改良普及員資格試験審査委員	鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例第十一條第二項の規定による改良普及員資格試験の試験成績の判定、その結果の答申等に関する事務
------------------	---

鳥取県農業振興審議会	鳥取県農業振興審議会設置条例第一條及び第二條の規定により農林水産省の振興に関する事務の審議に關する事務
------------	---

改める。

第五十七条の表所管課の欄中「道路課」を「都市計画課」に改める。  
第五十九条第二項中「(保健所、県税事務所、地方農林振興局及び土木出張所に限る。)」を「(県税事務所、福祉事務所、保健所、地方農林振興局、中海日野川総合開発調査局及び土木出張所に限る。)」に改める。  
第六十条第二項中「畜業主任を」の下に「、土木出張所用地課に登録主任を」を加え、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。  
12 登記主任は、上司の命を受け、土木工事にとまなう登記に関する事務を処理する。  
第六十八条の四を次のように改める。  
(福祉事務所の内部組織)  
第六十八条の四 福祉事務所に、社会課及び福祉課を置き、課の事務を分掌させるため、社会課に庶務係及び援護係を置く。  
第六十八条の五を次のように改める。  
(福祉事務所各課の分掌事務)

第六十八条の五 福祉事務所の各課においては、次の事務をつかさどる。

社会課

- 一 公印の管守に関する事
- 二 職員的身分及び服務に関する事
- 三 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事
- 四 会計事務に関する事
- 五 児童、母子及び老人の福祉に関する事
- 六 社会福祉施設及び児童福祉施設に関する事
- 七 更生資金に関する事
- 八 救済援護に必要な物資に関する事
- 九 災害救助に関する事
- 十 同和事業に関する事
- 十一 消費生活協同組合及び公益質屋に関する事
- 十二 国民健康保険に関する事
- 十三 民生委員に関する事
- 十四 青少年の健全育成に関する事

福祉課

- 一 生活保護に関する事
  - 二 生活保護法に基づく医療機関の指導に関する事
  - 三 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事
  - 四 浮浪者の保護に関する事
  - 五 身体障害者の福祉に関する事
  - 六 精神薄弱者の福祉に関する事
- 第九十六条第一項の表を次のように改める。

鳥取県鳥取 土木出張所	庶務課 用地課 工務課	庶務係、管理係 改良係、補修係、河港係
----------------	-------------------	------------------------

鳥取県郡家 土木出張所	庶務課 用地課 工務課	庶務係、管理係 改良係、補修係、河川係、 橋梁係
鳥取県倉吉 土木出張所	庶務課 用地課 工務課	庶務係、管理係 改良係、補修係、河港係
鳥取県米子 土木出張所	庶務課 用地課 工務課	庶務係、管理係 大山有料道路係 改良係、補修係、河港係
鳥取県根雨 土木出張所	庶務課 用地課 工務課	庶務係、管理係 改良係、補修係、河川係

第九十六条第二項中「及び災害復旧工事事務所」を削り、同条第三項中「及び災害復旧工事事務所」及び「鳥取県鳥取土木出張所河内川筋災害復旧工事事務所 気高郡鹿野町 鳥取県倉吉土木出張所加勢蛇川筋災害復旧工事事務所 東伯郡東伯町」を削る。  
第九十七条庶務課の項中第六号から第八号までを次のように改める。

- 六 土木行政事務及び建設行政事務に関すること
  - 七 土木部の所管に係る具有財産の管理に関すること
  - 八 自動車及び原動機付自転車並びに建設機械の管理に関すること
  - 九 火薬類に関すること（鳥取、郡家土木出張所を除く。）
  - 十 他課の所掌に属しない事務に関すること
- 第九十七条庶務課の項の次に用地課の項を次のように加える。
- 用地課
- 一 道路、河川、港湾その他土木に関する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること
  - 二 土木工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること
  - 三 道路、河川、港湾及び建設省所管の国有財産の境界査定、交換及び用途廃止に関すること
  - 四 不動産の登記に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十七号

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「(十一)久松閣管理者」の下に「(十二)総括主計員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正す

る規則をここに公布する。

昭和三十七年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県地方労働委員会事務局組織規程（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

(職)

第五条 事務局に、鳥取県地方労働委員会会長（以下「会長」という。）の同意を得て知事が任命する事務局長、事務局次長、課長及び課長補佐を置く。

(職務)

第六条 事務局長は、鳥取県地方労働委員会の権限に属する事項については会長の、知事の権限に属する事項については知事の命を受け、職員を指揮監督し、事務局の事務を処理する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。
- 4 課長補佐は、課長をたすけて、課の事務に従事し、

課長に事故がある場合は、その職務を代行する。第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。別表を次のように改める。

事務局長専決事項

課長専決事項

(各課共通)

- 一 局内職員の事務分掌の決定に関すること。
  - 二 次長及び課長の出張に関すること。
  - 三 次長及び課長の職務に専念する義務の免除に関すること。(職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三條第一項中第十号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十三号、第十九号、第二十二号及び第二十六号の事由に該当する場合を除く。)
  - 四 次長、課長の時間外勤務及び休日勤務に関すること。
  - 五 処務細則の制定に関すること。
  - 六 局内予算の執行に関すること。
- 一 課内職員の出張に関すること。
  - 二 課内職員の職務に専念する義務の免除に関すること。(職務に専念する義務の特例に関する規則第三條第一項中第十号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十三号、第十九号、第二十二号及び第二十六号の事由に該当する場合を除く。)
  - 三 法令、条例、規則その他の規程による台帳の調整及び備付に関すること。
  - 四 軽易な報告、復命並びに届書の処理及び進達に関すること。

- 七 例規による公示、公告及び広告に関すること。
- 八 各種講習、研修、講演及び講話会の開催並びにその講師の囑託に関すること。
- 九 次長、課長の報告及び復命の処理に関すること。
- 十 通知、申請、協議、照会、回答、報告及び進達に関すること。

- 五 講習及び研修の修了証書並びに合格証書の付与に関すること。
- 六 軽易な行政資料の収集に関すること。
- 七 軽易な申請、照会、督促、回答、報告、通知及び返信に関すること。

(総務課)

- 一 請求書及び前渡金支払関係書類の整理に関すること。
- 二 局内必需物品の請求及び返納に関すること。
- 三 市外通話の承認に関すること。
- 四 法令、条例、規則等の規定による軽易な予算執行手続及び給料、旅費、手当、費用弁償その他給与の支出に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



發電所	發電所	土木出張所	土木出張所	家畜保健衛生所	中小家畜試験場	中小家畜試験場	経営伝習農場	経営伝習農場
所	所	所	所				場	場
長	長	長	長				長	長
	幡郷所長	課長	課長					場長
庶務係長	庶務係長	係主任 建築技術主任 登記主任	係主任 鳥取、倉吉災害復旧工事事務所長		庶務係長	庶務係長	係長	係長
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
に	を	に	を	に	を	に	を	に

地方農林振興局	地方農林振興局	養老院	福祉事務所	養老院	福祉事務所
課局	局長 局長(鳥取、米、 子八、林業、米、 の頭、課長、除く)	院	所	院	所
長	長	長	長	長	長
壇港水産事務所	壇港水産事務所		課		
壇港水産事務所次 附設事業所の所長	壇港水産事務所次 附設事業所の所長	次	係 巡察指導員 身体障害者福祉司	次	係 巡察指導員 身体障害者福祉司
		長	長	長	長
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
に	を	に	を	に	を

改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

地方労働委員会	地方労働委員会	本 教育委員会 庁	本 教育委員会 庁
局長			
次長	局	主 課	主 課
長 課	長 課	査 長 経 課 理 長 室 補 長 佐	査 長 経 課 理 長 室 補 長 佐
長 課 長 補 佐	長	白 主 分 係 兔 主 室 主 莊 管 理 者 任 任 長	白 係 兔 主 莊 管 理 者 長
事務吏員、技術 吏員相当職	事務吏員、技術 吏員相当職	事務吏員、技術 吏員相当職	事務吏員、技術 吏員相当職
主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職	主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職	主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職	主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職
に	を	に、	を

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
〔定 額 一 部 月 極 三 三 〇 円 ( 配 送 料 共 ) 〕 刷 所 県